

大阪府万博推進本部設置要綱

（目的）

第1条 2025年日本国際博覧会の成功に向けて、府施策の総合的推進を図るため、庁内関係部局による大阪府万博推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

（組織）

第2条 本部は、知事を本部長、副知事を副本部長とし、別表(1)に掲げる本部員をもって組織する。

（所管事項）

第3条 本部は、第1条に掲げる目的を達成するため、次の事項を行う。

- (1) 2025年日本国際博覧会の推進に関すること。
- (2) 2025年日本国際博覧会のテーマ「いのち輝く未来社会のデザイン」の理念を踏まえた府施策の推進に関すること。
- (3) その他第1条の目的を達成するために必要なこと。

（会議）

第4条 本部長は、会議を招集し、これを主宰する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

（幹事会）

第5条 本部に、幹事会を置き、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、別表(2)に掲げるものをもって組織し、第3条に掲げる所管事項に関する連絡調整を行うものとする。

3 幹事会は、万博協力室長が招集する。

（専門部会）

第6条 本部に、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の構成員および開催に関し必要な事項は別に定める。

（事務局）

第7条 本部の事務局は、万博協力室に置く。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 11 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 25 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

別表(1)

副首都推進局長
危機管理監
政策企画部長
総務部長
財務部長
スマートシティ戦略部長
府民文化部長
I R 推進局長
福祉部長
健康医療部長
商工労働部長
環境農林水産部長
都市整備部長
大阪都市計画局長
大阪港湾局長
建築部長
会計管理者兼会計局長
議会事務局長
教育長
監査委員事務局長
人事委員会事務局長
警察本部長

別表(2)

副首都推進局総務担当課長
危機管理室防災企画課長
青少年・地域安全室治安対策課長
政策企画部政策企画総務課長
政策企画部企画室推進課長
政策企画部企画室計画課長
政策企画部広域調整室事業推進課長
総務部法務課長
総務部市町村課長
財務部財政課長
スマートシティ戦略部スマートシティ戦略総務課長

府民文化部府民文化総務課長
I R推進局企画課長
福祉部福祉総務課長
健康医療部健康医療総務課長
商工労働部商工労働総務課長
環境農林水産部環境農林水産総務課長
都市整備部都市整備総務課長
大阪都市計画局計画推進室総務企画課長
大阪港湾局企画調整担当課長
建築部建築総務課長
会計局会計総務課長
議会事務局総務課長
教育庁教育総務企画課長
監査委員事務局監査課長
人事委員会事務局任用審査課長
警察本部警務部警務課長